

入ってますか？労働保険

～11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です～

労働者（パート・アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（**労災保険・雇用保険**）に加入することが法律で義務付けられています。

まだ、加入手続がお済みでない事業主の方は、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）で加入手続を行ってください。

加入手続きの詳細は、福岡労働局ホームページをご覧ください ⇒

福岡労働局総務部労働保険徴収課
TEL 092 (434) 9835

